

~~~~~

午前 10 時 00 分 開議

○渡辺議長 これより本日の会議を開きます。

この際、御報告を申し上げます。

本日の会議に説明のため出席を求めた者の職氏名は、お手元の報告書のとおり御了解を願います。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程書のとおり行いたいと思います。

~~~~~

第 1 市政一般に対する質問

○渡辺議長 それでは、日程第 1、市政一般に対する質問を行います。

順次発言を許します。

初めに、安田議員。

〔安田議員質問席へ〕

○安田議員 私は、平成 30 年 9 月米子市議会定例会に当たり、大要 2 点について質問させていただきます。市長を初め関係部長の明快な答弁をお願いをいたします。

最初に、大沢川の暗渠排水についてお伺いをいたします。

古来、福米地域に巨大な湿地があり、大沢と呼ばれていました。米川水路の開通や新開川の掘削により用水が確保され、水田の栽培面積は福生、福米、加茂の 3 地区にまたがる 330 ヘクタールにふえましたが、排水不良に悩まされてきました。排水は、新田川、堀川、観音川、加茂新川の 4 本で、日本海に流していましたが、ともに冬の季節風による漂砂が河口を塞ぐので排水できず、

湿田で低収量、作業困難、災害の多発等が発生をしていました。昭和32年、国の総合土地改良事業に呼応し、県営農地改良事業として大沢川土地改良事業計画が発表されました。総事業費1億7,000万円、特徴はヒューム管を埋設した暗渠で、弓ヶ浜を横断し、風浪や漂砂の少ない中海側に排水することです。水路で西に約2,200メートル流し、内径1,800ミリのヒューム管1,779メートルを地下に埋設して、道路、米川、JR境港線を越えて中海まで排水をしています。そこで、水路部分の土地は買収されましたが、暗渠部分の土地は買収されなかった経緯についてお伺いをいたします。

○**渡辺議長** 高橋農林水産振興局長。

○**高橋農林水産振興局長** 大沢川の整備事業におきまして、暗渠部分の土地が買収されなかった経緯ということでございますけれども、県営排水改良事業によります大沢川整備の事業主体でありました鳥取県に確認いたしましたところ、事業当時、昭和30年代におきましては、土地所有者に事業の同意を得ることによって事業着手していたと推測されるということでございます。当時の事業の進め方や住民の方々の工事に対する意識が現代とは少し違うところがあったのではないかというふうに考えております。

○**渡辺議長** 安田議員。

○**安田議員** 今、そのような答弁ですけれども、60年前ぐらいの話ですので、私の感覚としてはちょっと考えられないような状況であると、こういうふうに思っております。

次に、暗渠部分の土地は、沼地、墓地、地下構造物などのある路線は除外され、最終的に上後藤、旗ヶ崎路線が選定され、畑作

がほとんどであったようですが、土地の買収は見送られ、工事期間のみ借用して施工し、整地して返還されたようです。しかし、よく考えれば、個人の土地の下に公共の水路がつくられていれば、土地の利用方法や所有者の変遷、または埋設されたヒューム管の耐用年数など、大変な問題を抱え込むこととなりますが、今度どのようにされるのかお伺いをしておきたいと思います。

○渡辺議長 高橋農林水産振興局長。

○高橋農林水産振興局長 暗渠管の今後についてということでございます。大沢川暗渠排水管の今後の方向性につきましては、施設の管理者であります鳥取県と協議を行っているところでございますが、現時点で具体的な方策は定まっていない状況でございます。鳥取県西部地震以降は、毎年1回、鳥取県と共同で暗渠内の点検、調査を実施しており、また平成29年度には目地の補修工事を行ったところでございます。現時点では、暗渠の健全性は保たれていると判断しておりますけれども、今後も継続して点検、調査を行いまして、状態を監視していくとともに、排水路のあり方について協議を行っていきたいというふうに考えております。

○渡辺議長 安田議員。

○安田議員 それで、ふだんから点検をされてるということですが、どのような点検をされておられるのか、ちょっと聞いておきたいと思います。

○渡辺議長 高橋農林水産振興局長。

○高橋農林水産振興局長 点検の内容につきましては、暗渠管の管内に入りまして、破損とか継ぎ目部分の損傷の有無、あるいは管壁のクラック等がないか、剥離がないか等、目視等により確認

をしております。また、コンクリートの強度試験としましては、シュミットハンマーを使った強度試験を実施しております。

○渡辺議長 安田議員。

○安田議員 次に、工事についてですけれども、配水管の内径は1,800ミリ、長さ2,000ミリ、これを地下に900本並べたようですが、土地の借地料、畑作の補償及び本体工事の概要について、日程、埋設深さ、工事の方法などをお伺いしておきたいと思えます。

○渡辺議長 高橋農林水産振興局長。

○高橋農林水産振興局長 土地の借地、あるいは畑作の補償ということでございます。この工事の事業主体でありました鳥取県に当時のことにつきまして確認をいたしました。土地は借地はしておらず、借地料は発生していないということでございました。また、畑作の補償につきましては、工事により作付できない収量、あるいは復旧後の減収量、地力回復に要する費用を算出して補償を行ったということでございました。

また、本体工事の概要につきましては、暗渠区間の工期は昭和33年度から昭和36年度にかけて行われております。工事の内容につきましては、開削工法で行われております。直径1.8メートルの管を延長線779メートル埋設したものでございます。この埋設した深さは、場所により異なる部分もありますけれども、地下約1メートルから5メートルの範囲となっております。

○渡辺議長 安田議員。

○安田議員 工事の結果、大沢川は漂砂のない内浜に放流する計画が完了し、大沢地区の乾田化は進み、耕地整理も行われて、豊

かな田畑が生まれました。関連して行われた外浜産業道路の開通により米子境港間の道路交通の困難が解消され、米子市の産業発展に寄与したことは紛れもない事実であります。そして、昭和47年3月、東福原、西福原、米原、三柳の一部が市街化区域に編入され、三柳下流部は調整区域に指定されました。住吉地区の市街化区域指定は、大沢地区より1年早く、昭和46年3月に都市計画法により市街化区域に決定をされました。この決定により、暗渠管の埋設された農地は宅地とされ売買されることが自由となり、多くの問題を抱えながら農地の宅地化が進行しました。

そこで、大沢川の施設管理者はどのようなになっているのかお伺いしておきたいと思います。

○**渡辺議長** 高橋農林水産振興局長。

○**高橋農林水産振興局長** 大沢川の施設の管理者ということでございます。大沢川の管理につきましては、開渠部分につきましては、平成7年度に鳥取県から譲与を受けて米子市が管理しております。また、暗渠の部分につきましては、鳥取県でございます。

○**渡辺議長** 安田議員。

○**安田議員** 次に、農地の中に配水管が埋設されたことに何の規制もありませんが、個人の宅地の場合はかなり意味が異なります。配水管の設置に際して用地買収を行わず、権利の設定も行われなかった結果、登記簿には何の記載もなく、普通の宅地として売買が行われました。土地を購入した人の立場でいえば、何も知らずに買った宅地の地下に巨大な配水管が埋設されていたわけであり、ます。工事着工前に土地に関して区分地上権の設定をすべきではなかったのかお伺いしておきたいと思います。

○渡辺議長 高橋農林水産振興局長。

○高橋農林水産振興局長 工事着工前に区分地上権を設定すべきではなかったかということでございます。地下や地上の空間の一定範囲を目的として設定される地上権であります区分地上権につきましては、この暗渠管の工事が行われました以降の昭和41年の民法改正によって新設されたものでございます。工事を実施する時点では、従来の地上権などの何らかの権利を設定すべきであったのではないかというふうに考えますが、当時は農林省の地上権に係る取り扱い指針というのが通知される前のことございまして、権利設定に対応していなかったというふうに考えられますので、民法改正以降に速やかに区分地上権の設定が行われるべきであったのではないかというふうに考えております。

○渡辺議長 安田議員。

○安田議員 次に、平成12年10月6日午後1時30分に発生した鳥取県西部地震は、鳥取県日野町から島根県伯太町にかけて地下5キロから15キロの地点にある長さ20キロの断層が約1.4メートルずれたマグニチュード7.3規模の大きな地震でありました。大沢川暗渠上の民家は、全壊家屋10棟、半壊家屋27棟、一部損壊家屋11棟、合計48棟の被害がありました。被害家屋は暗渠下流部から約1.13キロの間の人家密集地域であり、線上に連なっており、おおむね大沢川暗渠上にありました。その後、被害者対策協議会が立ち上がり、米子市長に対して陳情書が提出されました。陳情の要点と、米子市としての調査結果はどのような状況だったのかお伺いをしておきたいと思っております。

○渡辺議長 高橋農林水産振興局長。

○高橋農林水産振興局長 陳情の要点と調査結果ということでございます。鳥取県西部地震による被害につきまして、大沢川暗渠排水路被害者連絡協議会から、平成12年11月27日付で大沢川暗渠排水路周辺の鳥取県西部地震被害者への補償についてという陳情書が提出されております。陳情の要点といたしましては、大沢川暗渠排水路によって周辺家屋等の被害程度が拡大したものであるから、適切な措置を講じるようにとの趣旨でございます。対策を協議する組織づくりと日程、被害家屋等の復旧費用の補償、被害家屋等の基盤の整備、土地利用の権利の明確化、避難に伴う費用の補償の5点でございました。

それと、調査結果についてでございますけれども、地震発生後に県と市とによりまして暗渠管、家屋等、それから地盤についての調査を行っておりますが、暗渠管内の調査では地震による異常は認められなかったということでございます。また、被害地域とその周辺におきましては、液状化現象によりまして家屋や構造物、畑や駐車場に被害が見られ、また下流部におきましては暗渠管上に十数センチの地盤沈下が各所に生じて、不等沈下によって家屋被害が出ておりました。家屋の被害では、被害家屋が暗渠管の中心線に向かって傾いた傾向がありまして、また被害家屋はおおむね暗渠管の埋め戻しを行った範囲にあったという結果でございます。地盤につきましては、地表から約1.5メートルから2.5メートルの深さのところに緩く締まった層があり、支持力が低く、また砂の粒度試験から浅い層の砂は液状化しやすい土質であったという調査結果でございました。

○渡辺議長 安田議員。

○安田議員　その後、被害者協議会からの土地に関する要望については、危険な土地には住めない、代替地をあっせんせよ、他所に移住する土地を買い上げてほしい、暗渠を撤去してほしい、暗渠さえなければ安心、暗渠の上は道路にしておくべきだ、土地を改良して安全な土地にしてほしい、土地の権利関係を明確にしてほしい。家屋に関する要望については、不当に家が破壊された、家の補償をしてほしい、補助金ではなく補償として支払ってほしい、地震災害の全壊300万円、半壊150万円、一部損壊の100万円の一律ではなく、特別の事情で加算してほしい。その他の関連要望については、避難、移住等、被害者の雑費を支弁してほしい、借家の住民が提出した逸失利益の補償をしてほしい、一時転出のための住宅をあっせんしてほしい、地震に安全な基礎の作り方を教えてほしい等がありましたが、鳥取県・米子市の回答及びその後の対応についてお伺いをしておきたいと思います。

○渡辺議長　高橋農林水産振興局長。

○高橋農林水産振興局長　要望に対します鳥取県・米子市の回答とその後の対応についてでございます。大沢川暗渠排水路被害者連絡協議会からの要望につきましても、その都度、鳥取県とともに説明会を開催して、それぞれの要望項目について回答するとともに、その対応を行ったところでございます。その対応としましては、土地に関する要望に対しては、地盤強度のN値が3以上になるように地盤改良工事を行っております。また、土地の権利関係につきましても、一部未設定の土地もございまして、鳥取県が区分地上権の設定をしておられます。被災家屋に対しましては、大沢川被災家屋等復興特別対策事業によりまして、住宅等の

補修や再築される方に対して鳥取県と米子市で助成を行ったところでございます。

○渡辺議長 安田議員。

○安田議員 薬液注入工法によって地盤改良されたということですが、薬液注入工法の概要と、大沢川暗渠上の全線を施工したのか、また工事費の負担などをお伺いをしておきたいと思えます。

○渡辺議長 高橋農林水産振興局長。

○高橋農林水産振興局長 地盤改良の薬液注入工法の概要につきましては、浸透固化処理工法という工法によりまして、地面に穴をあけましてセメントと硬化剤を注入して地盤を強化しております。この作業後にサウンディング試験を行いまして、N値が3以上になったということを確認して完了ということにしております。

それから、大沢川暗渠上の全線を施工したかということにつきましては、暗渠の全長1,779メートルのうち、暗渠上の道路、米川、JR境線などを除きました1,345メートルにつきまして施工をしております。

地盤改良にかかりました工事費の負担につきましては、事業費は約7億4,000万円でございます、鳥取県と米子市が2分の1ずつ負担をしております。

○渡辺議長 安田議員。

○安田議員 先ほどの答弁では、鳥取県が地上権の設定をされたということですが、その内容についてお伺いをしておきたいと思えます。

○渡辺議長 高橋農林水産振興局長。

○高橋農林水産振興局長 地上権の内容ということでございます。地上権が設定されました土地の登記事項証明書で確認をいたしました。これによりますと、目的は大沢川暗渠排水路施設の所有及び維持管理、範囲は東京湾平均海面の何メートルから何メートルの間、それから存続期間は排水路施設の存続期間中というふうになっております。特約がついておりまして、この土地の区分地上権設定の範囲を掘削し、または形質を変更しようとするときは、事前に排水路施設の所有者の同意を得なければならない、ほか2項目が特約となっております。この地上権の地上権者は鳥取県というふうになっております。

○渡辺議長 安田議員。

○安田議員 米子市、鳥取県の薬液注入工法により、地盤改良及び建物補償、布基礎等の助成により、大沢川暗渠排水上に建てられた住宅の地震被害に関する修理、再建の諸問題は終息をいたしました。今後の対応ですけれども、鉄筋コンクリート構造物には耐用年数があり、いずれは壊れてしまいます。そこで、県・市と被害者協議会とで覚書を交わされているようですが、その内容と定期点検についてお伺いをしておきたいと思っております。

○渡辺議長 高橋農林水産振興局長。

○高橋農林水産振興局長 覚書の内容と定期点検についてということでございます。平成13年10月6日に大沢川暗渠排水路の定期点検及び住宅等の被害に関する覚書を大沢川暗渠排水路被害者連絡協議会と鳥取県と米子市の3者で交わしております。覚書の内容につきましては、第1条では、暗渠排水路の内部は毎年1回、改良された地盤は10年に1回、定期的に点検して連絡協議

会に点検結果を通知することとされており、その点検項目としましては、ヒューム管の強度試験及び目視検査と写真撮影、地盤強度試験を5カ所行うということになっております。また、第2条では、暗渠排水路及び改良された地盤に異常を発見したときは、速やかに通報するとともに対応を講じること、第3条では、暗渠排水路及び改良された地盤の強度不足が原因で地上部の住宅等に被害が及んだ場合には、誠意を持って解決に当たるというふうな内容になっております。

続いて、定期点検についてでございますけれども、この覚書に基づいて県と市が共同で暗渠の定期点検を実施しております。暗渠排水路の内部につきましては、平成14年度から毎年1回実施しております。2年に1度は連絡協議会の方も一緒に内部を目視されております。また、改良された地盤につきましては、10年に1回実施しております。次回は平成33年度に実施予定でございます。

○渡辺議長 安田議員。

○安田議員 点検をされておられるということですので、私も中を見たいと思うんですけども、そのときには案内をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次にですけれども、今後についてですけれども、再び鳥取県西部地震のような大きな地震が発生するかもしれないとの不安など、地盤改良されたからといって本当に家屋に被害が及ばないのかなど、心配をされておられます。暗渠排水がないのが一番ですが、最初にお話をした4河川の排水路の排水能力について現状をお伺いしておきたいと思っております。

○渡辺議長 錦織都市整備部長。

○錦織都市整備部長 既存4河川の排水路の排水能力についてというお尋ねでございます。平成12年の鳥取県西部地震以降、改良を行っております河川は、準用河川堀川だけでございます、この工事が平成30年度に完成する予定としております。改修後は、この堀川の流下能力は向上するということでございます。

○渡辺議長 安田議員。

○安田議員 それで、私が考えるのは、この暗渠排水がある程度めどがついたときには廃止をするという方向がいいのではないかなと思っております、仮にですけれども、今、堀川が完成をする。ある程度の、堀川に落ちるところの上の流量はそこでカバーをする。それから、加茂新川ですか、弓ヶ浜公園の横、これも河口閉塞が仮になくなった場合には、そこに落としてしまうというようなことも考えられるんじゃないかなと思うんですけれども、その2つの河川で賄うことができないのかどうか、その辺ちょっと聞いておきたいと思います。

○渡辺議長 錦織都市整備部長。

○錦織都市整備部長 今現在、大沢川の排水につきましては、加茂新川あるいは堀川、福米新田川、こういったところで排水するということでございますけれども、これは今の沢川の一部ということでございますので、この下流部分については、ここには落とすというのは非常に流量的にちょっとまだ難しいと思いますので、そこら辺は今後そういったところも検討した上でないと、そういった結論はちょっとなかなか難しいというふうに思います。

○渡辺議長 安田議員。

○安田議員 大沢川の暗渠排水については、地元の方は非常に不安に思っておられます。今後も誠意ある対応をお願いをいたします。

次に、産業廃棄物最終処分場についてお伺いをしておきたいと思います。

前回質問の3月議会以降の状況についてですが、鳥取県では平成29年12月20日を期限とした手続条例第17条第1項に規定する意見調整の申し出を受け、これまでに意見調整対象の関係住民に対して会議での論点整理、開催日程の調整等を行っているが、いまだ日程照会に回答をいただけないなど、調整に時間を要しているとの報道もあるが、条例手続の現在の状況についてお伺いをしておきたいと思います。

○渡辺議長 朝妻市民生活部長。

○朝妻市民生活部長 条例手続の現在の状況ということでございます。平成29年9月19日に県のほうが実施状況報告書を受けた後、同年の11月20日でございますが、県の廃棄物審議会での意見を聞かれ、11月24日に実施状況報告に対する通知が行われたところでございまして、その内容につきましては、「住民への周知に係る事業者の対応は十分であるが、関係住民の理解が得られていないと認めるとき」に該当するというものでございました。その後、関係住民との意見調整が進められている段階ということでございます。

○渡辺議長 安田議員。

○安田議員 次に、鳥取県環境管理事業センターの実施状況報告書に係る米子市長からの回答及び米子市議会からの要望を受け、

事業計画について事業者への説明会の開催についての対応についてお伺いをしておきたいと思います。昨年8月にセンターが開催した説明会では、説明を聞いていただけないまま散会となりましたが、その後の対応と説明会の開催状況についてお伺いをしておきたいと思います。

○渡辺議長 朝妻市民生活部長。

○朝妻市民生活部長 8月以降の漁業者への説明の状況ということでございます。8月以降に県は、漁業者とセンター、相互理解が促進されますように、改めてセンターが事業計画を説明する場を設定するために、漁業者に対しまして昨年12月から数回にわたり日程調整が行われたところでございまして、ことしの4月15日に説明会が開催されたというふうに伺っております。

○渡辺議長 安田議員。

○安田議員 漁業者に対する説明会の開催概要と漁業者からの主な意見についてお伺いをしておきたいと思います。

○渡辺議長 朝妻市民生活部長。

○朝妻市民生活部長 説明会の概要と主な意見ということでございます。まず、説明会につきましては、4月15日に開催されまして、組合員48名が参加されたということでございます。その中で、事業計画が説明された後、質疑応答がありました。その後、会の途中からでございますが、傍聴者からの事業計画に関する内容以外の質問や意見が長時間続く等ございまして、漁業者への事業説明という本来の開催趣旨とは異なった会となったということでございます。

漁業者の主な意見といたしましては、淀江での事業計画に反対

である、あるいは処分場は有害物を洗い出して薄めて流すだけで、最終的には海に流れるといったような御意見がございまして、センターのほうからは、環境に影響があってはならないという思いはセンターも同じ、そのため国基準以上の安全な施設を計画している、薄めて流すということは法律違反になるため絶対にあり得ない、国の基準以上の逆浸透膜処理を加えた水処理施設で浄化してから放流するといったような回答がなされているというふうに伺っております。

○渡辺議長 安田議員。

○安田議員 次に、意見調整対象の関係住民と開催日程の調整を行い、日程が整った関係住民との意見調整会議ですが、開催状況と会議の概要、主な質問についてお伺いをしておきたいと思えます。

○渡辺議長 朝妻市民生活部長。

○朝妻市民生活部長 意見調整会議の開催状況でございます。平成30年の5月9日、5月13日、5月22日、3回行われておりまして、関係住民はそれぞれ1名、3名、1名の方を対象に行われております。

概要でございますが、関係住民からの意見に対するセンターの見解を得て、県が論点整理をまずいたしまして、論点ごとに関係住民からの質問、要望等に対して県のほうが回答をされておられます。そういう形で双方の主張内容の理解の促進に努められておるという状況でございます。

関係住民からの主な質問につきましては、建設資材等の品質についてメーカーのデータ偽造もあり得るので、センターで独自試

験しチェックすべきである、あるいはクローズド型を採用すべきではないか、ただしクローズド型であっても処分場自体には反対するなどの質問がございまして、それに対する回答といたしまして、資材等は仕様書、設計図書に定められた規格等について使用前に確認する、また遮水シートはメーカーの試験表と第三者機関の試験結果を確認する、またセンターでも引っ張り等の基本性能の試験を行い、品質を確保するということ、またオープン型は全国に設置実績が多くあり、維持管理に関する技術が蓄積されており、ゲリラ豪雨や大気汚染に対しても対応しているというような回答をなされております。

○渡辺議長 安田議員。

○安田議員 次に、廃棄物審議会の開催があったようですが、審議会の概要、また審議会委員の主な意見についてお伺いをしておきたいと思います。

○渡辺議長 朝妻市民生活部長。

○朝妻市民生活部長 県の廃棄物審議会についてでございます。平成30年6月12日に開催されておりました、県は、意見調整会議で関係住民の意見とセンターの回答内容等を報告され、審議会の委員の方から意見をもらわれたということでございます。

審議会の委員の主な御意見といたしましては、関係住民の理解が得られていない状況であり、このまま調整を続けても双方の主張は平行線が続くと思われる、事業者は前向きに対応しているが、意見の乖離が見られる、一般廃棄物は自分が出した廃棄物なので、どこかに処分場をつくることが前提の議論となるが、産廃処分場はなくても困らないと思って議論が進んでいる、産廃処分場は必

要不可欠で、県民のために極めて重要で、つくらなければならないという合意ができていないというようなことの御意見があったようございまして、審議結果といたしまして、センターの対応は十分だが、関係住民とセンターとの生活環境上の意見が乖離しており、関係住民の理解を得ることが難しい状況にあるということのようございまして。

○渡辺議長 安田議員。

○安田議員 地元新聞の報道によれば、県廃棄物審議会は6月、意見調整について、事業者は前向きに対応しているが、事業者の見解と住民の意見に乖離が見られるとの見解を示しております。県は意見調整の申し出があった2自治会と他の3人に対して、新たな通知で日程照会での回答期限を8月30日に設定し、意見調整の照会をしています。その後の状況についてお伺いをしておきたいと思えます。

○渡辺議長 朝妻市民生活部長。

○朝妻市民生活部長 県のほうが通知された日程調整のその後の状況ということございしますが、県は既に回答のほうは受け取っておられるということございしますが、現在その内容を検討されている状況であるというふうに伺っております。

○渡辺議長 安田議員。

○安田議員 条例手続の現状については大まかに理解をいたしました。いまだ意見調整の開催に至らない方もおられますが、今後の対応と建設許可権を持つ県に廃棄物処理法に基づく許可申請提出のスケジュールについてお伺いをしておきたいと思えます。

○渡辺議長 朝妻市民生活部長。

○朝妻市民生活部長 今後のスケジュールということでございます。現在、意見調整会議の開催の調整中でございます。今後の具体的なスケジュールについてはまだ未定ということですが、意見調整会議後ということになりますと、県の廃棄物審議会を開催されて意見を聞かれ、県はその意見を受けて合意形成に関する結果を判断されるということになっていくと思います。その結果、仮に条例手続が終了するということになりますれば、事業主体であります環境管理事業センターが廃棄物処理法に基づき県に許可申請をされるということになるのではないかと理解しております。

○渡辺議長 安田議員。

○安田議員 次の県の廃棄物審議会、まだ開催の予定が入ってないとは思いますが、8月30日のこの回答を受けて今後どうされるのか、打ち切りにするのか、その辺も含めて審議会で議論されると思うんですが、その辺はまだ入っていませんか。

○渡辺議長 朝妻市民生活部長。

○朝妻市民生活部長 そこらあたりの日程も含め、まだ協議中ということでございます。詳しいところは入ってございません。

○渡辺議長 安田議員。

○安田議員 今回は大沢川と、それから産廃の関係を質問させていただきましたけれども、まだまだ遅々として進まない。大沢川に関しては地元の方が不安に思っておられますし、次、大きな地震があったときにN値3で本当に大丈夫なのかどうか、その辺も含めて不安がっておられますので、しっかりとした対応をしてい

ただきたいと思いますし、それから産廃に関しては、今後どのような方向になるかわかりませんが、本当に理解を得られるようなしっかりした対応をしていただきたいなと思って、質問を終わります。